

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備の機能の休止及び廃止の際の周知義務
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 電話番号:03-5253-5844 e-mail:setsuzoku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響や、想定外の影響は発現していない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時は下記のとおりベースラインを設定した。現在、課題を取り巻く大幅な社会経済情勢等によって事前評価時に想定していなかった影響は生じておらず、事前評価時におけるベースラインに変化は無い。 (事前評価時のベースライン) 固定電話網のIP網への移行、携帯電話の3Gネットワークから4Gネットワーク等への移行を契機として、他の電気通信事業者の事業展開上重要な設備である第一種指定電気通信設備(固定系)又は第二種指定電気通信設備(移動系)を設置する電気通信事業者(以下「指定設備設置事業者」という。)が、これら設備の機能の休廃止をしようとする場合に、指定設備設置事業者は、当該機能を利用する他の電気通信事業者(以下「接続事業者」という。)との協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つものであり、当該機能を維持する費用を抑制する等の観点から当該機能の休廃止までの期間をなるべく短くする意向が働くと考えられ、その協議においては立場の弱い接続事業者の意向が反映されず、当該機能の休廃止に関する周知が接続事業者及びその利用者の利益を確保するためには不十分なものとなるおそれがある。そのため、このような状況に対処するための規制をせず、指定設備設置事業者による当該機能の休廃止に関する事前の周知が十分に行われない状況をベースラインとする。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 本規制が課されていないければ、指定設備の機能の休廃止に関する周知が、接続事業者及びその利用者の利益を確保するためには不十分なものとなるおそれが依然として存在すると考えられる。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] (事前評価時に設定していない) [遵守費用] 現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な費用は把握できないものの、事前評価のとおり、周知対象を接続事業者に限定しているとともに、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の機能の休廃止をする旨を周知させるものであるため、今後周知が行われる場合にも、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。 なお、新たに発生する遵守費用について、例えば周知のための資料作成等に係る事務作業費用が想定されるところ、当該費用を一律的に示すことは困難であるが、当該事務に11人日を要すると仮定すると、一者あたりの費用は、 1人日(=1人×8時間)×時間単価約2,900円(※) = 約23,200円/者と推計される。 ※ 約2,900円 = (令和2年分民間給与実態統計調査(国税庁)の平均給与(正規、年間)4,957千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,685時間(令和2年)) [費用推計との比較] 上述のとおり、乖離はない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 [行政費用] 指定設備設置事業者が接続事業者に対して周知するものであるため、行政が負担する費用はない。 [費用推計との比較] 上述のとおり、行政側に発生する費用は存在しない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 [効果] 現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な効果は把握できないものの、事前評価時に見込んだとおり、今後休廃止が行われる際に、接続事業者に対する周知が確実に実施されることが期待される。 [効果予測との比較] 上述のとおり、乖離はない。</p> <p>【便益(金銭価値化)の把握】 [便益] 現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われておらず、金銭価値化が可能でないため、該当せず。 [便益推計との比較] 上述のとおり。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 [副次的及び波及的な影響] 現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な効果は把握できないものの、事前評価時に見込んだとおり、今後休廃止が行われる際に、接続事業者による利用者への周知に関する準備期間が確保されることが期待される。 なお、ステークホルダーである指定電気通信設備の設置事業者や、当該事業者に接続を行う事業者とは、(本件に限らず)日常的にコミュニケーションをとっているところ、本件規制に関して、事前評価時に意図していなかった負の影響が生じている旨の指摘は特段されていない。 [費用推計との比較] 上述のとおり、乖離はない。</p>
考察	現時点においては、本規制の導入以降、新たに周知が必要な機能の休廃止は結果として行われなかったため、定量的な費用・効果等は把握できないものの、事前評価時に見込んだとおり、今後の休廃止にあたっては、指定設備設置事業者において遵守費用が発生する遵守費用は限定的である一方で、当該機能の休廃止に係る指定設備設置事業者による接続事業者への周知が確実に実施されることにより一定程度の便益が見込まれることから、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることから、本件規制の導入は妥当と考えられる。
備考	